

共催・後援許可基準

平成24年12月1日制定

【1】共催許可基準

- ①地方公共団体又は公共的団体が主催し、広く陸上競技愛好者を対象として行われる公益的事業であること。
- ②広く陸上競技愛好者を対象として、公的団体若しくは、公共的団体が実施又は後援している場合で、公益性が高く金銭的に参加者に負担を掛けさせない事業であること。
- ③原則として「名義貸し」として事業実施に伴う賠償責任を問わないものである。

【2】後援許可基準

- ①申請団体の実施しようとする事業等に係る取り決め(実施要項)を有し、かつ代表者(責任者)が明らかにされていること。
- ②共催の要件①及び長野陸上競技協会加盟支部又は加盟団体に該当する事業であること。
- ③原則として「名義貸し」とし、事業実施に伴う賠償責任を問わないものである。

【3】前各号の規定にかかわらず、次に掲げるものは許可しないものとする。

- 1 営利を目的としているもの
- 2 宗教的であるもの
- 3 政治活動につながるもの
- 4 参加されるものが不当に差別されるもの
- 5 特定の商品、商社、人等の普及、宣伝、売名等のためのもの
- 6 事業終了後も引き続き、長野陸上競技協会・加盟支部・加盟団体及び会長の責任が問われると認められるもの

附則

この許可基準は平成24年12月1日から施行する。

事務局規程

平成24年12月1日制定

平成28年2月20日一部改正

(総則)

第1条 この規程は、定款第46条の規定に基づき、一般財団法人長野陸上競技協会事務局(以下「事務局」という)の事務処理及び職員の仕事・給与等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 事務局は次の者をもって構成する。

- ① 理事長
- ② 総務委員長
- ③ 庶務部長
- ④ 経理部長
- ⑤ 理事長在籍地区選出の副会長及び副理事長
- ⑥ 事務職員

(職務)

第3条 事務局長は局務を掌理する。他の者は事務局長の職務遂行を補佐し、局務を処理する。

(事務処理)

第4条 事務局の事務処理は特に会長の指示を必要とするもの他は、理事長の決済を得るものとする。

(専決事項)

第5条 事務局長が専決する事項は次の通りとする。

- (1) 職員の仕事分掌及び仕事に関すること。
- (2) 1件5万円以下の予算執行に関すること。
- (3) その他簡易なこと及び定期的なこと。

(費用)

第6条 事務局に係る諸費用は、一般会計予算の範囲内とする。

附 則

本規程は平成24年12月1日から施行する。

本規程は平成28年2月20日から施行する。(題名の変更)